

# 建設業許可申請書類等の閲覧方法について

平成27年4月1日より改正建設業法が施行されることに伴い、閲覧できる書類が変更されます。それに併せて4月1日より閲覧所の運用方法を見直します。

## ◆閲覧書類の変更

- 閲覧対象から個人情報除外され、閲覧できる書類が変更されます。
- 大臣許可業者の書類は、県の閲覧所では閲覧できなくなります。

## 閲覧所の運用について

### ◆閲覧日

**火曜日～金曜日**（祝日等の閉庁日は閲覧できません）

- ※ 月曜日が祝日等の場合は、翌日の火曜日は閲覧室を閉鎖します。
- ※ 書庫整理等のため、臨時で閲覧所を閉鎖することがあります。

### ◆閲覧時間

**（午前の部）9:00～12:00**      **（午後の部）13:00～16:30**

- ※ 原則、1回1時間以内
- ※ 12:00～13:00は閲覧所を閉鎖しますので入室できません。

### ◆閲覧方法

建設業課にて閲覧簿に必要事項を記入し、入室許可証を受取後、許可証番号の席にて閲覧をお願いします。退室の際は、入室許可証を返却してください。  
午前から午後に引き続き閲覧する場合も、改めて入室の手続きをお願いします。

### ◆注意事項

- 受付番号の席で閲覧をお願いします。
- 閲覧所入室の間は、入室許可証がよく見えるように身に付けてください。
- 閲覧席に一度に持ち出す書類は、5件以内としてください。
- 閲覧書類を床の上の置くことはご遠慮ください。
- 閲覧室内での飲食は禁止します。
- 携帯電話の使用及び私語は禁止します。
- 閲覧時間は**原則1回1時間以内**。閑散時は延長可能とするが、混雑時は入室時間の長い方から退室をお願いします。  
同時に閲覧できる人数は8名となります。
- 閲覧書類を閲覧所外に持ち出すことは禁じます。
- 迷惑行為等が確認された場合は退室を命じることがあります。また、場合によっては、建設業法施行細則第8条の規定により閲覧の停止又は禁止を求める場合もあります。